



チェックシートを準備し、これに基づいてヒアリングを行った。  
 監査要点は次のとおりとした。

- ① 公益上の必要性を説明できるか。
- ② 補助金の申請から交付に至る手続は「金沢市補助金交付事務取扱規則」に沿っているか。
- ③ 補助金額の算定方法は適切か。
- ④ 概算払や前金払をする場合には交付時期は適切か。
- ⑤ 補助事業の実績報告は適切か、また、補助対象は適切か。
- ⑥ 補助事業の効果測定が適切に行われているか。
- ⑦ 補助事業者への指導・監督が適切に行われているか。
- ⑧ 当該補助金制度についての情報開示が適切に行われているか。
- ⑨ 最後に再度、当該補助金の必要性について検討する。

以上の監査要点に基づき、55項目から成るチェックシートに従ってヒアリングを行った。

55個のチェック項目は、これら監査要点を検証するための事項であるが、その内特に意識して質問等した点は次の通りである。

- ① 公益上の必要性について
  - ・ 公益性についての説明ができるか
  - ・ 廃止・縮減した場合に失われる公益の説明ができるか
  - ・ 市が関与することは妥当か
  - ・ 繰越金、剰余金が多額でないか
  - ・ 少額補助金ではないか
- ② 見直し等について
  - ・ 終期、見直し期間が設定されているか
  - ・ 長期継続により形骸化、既得権化していないか
- ③ 効果の測定について
  - ・ 補助金交付による効果の測定を行っているか
  - ・ その結果を公表することができるか
  - ・ 費用対効果は適切か

等である。  
 こうした質問を通して現行補助金の実態とそこに抱えている問題点を洗い出そうとした。

ただ、ここで強調すべきは、補助金の交付者である市と補助金の交付を受ける補助事業者の双方が「補助金」をどう考えているかという点について実証的解答を導き出すことが是非とも必要であるということである。

以下に個別の補助事業を検討した結果を記載する。

国等の施策によるもの  
 極めて常識的な行政負担であると考えられるもの  
 過年度における債務負担行為の結果として存続しているもの  
 過年度の外部監査において十分な検証がなされているもの  
 また、1,000万円以下の案件のうち、市民の関心が高いと考えられる14件を選定した。

これをまとめると次の通りとなる。

補助事業に係る補助金(金額は決算額)

区 分	件 数	金額(千円)
1,000万円超補助事業	100	8,217,154
監査対象から除外	27	2,719,583
差引監査対象	73	5,497,571
監査対象割合(%)	73.0	66.9

1,000万円以下補助事業	395	1,268,237
監査対象	14	36,127
監査対象割合(%)	3.5	2.8

合 計

補助金総額	495	9,485,391
監査対象	87	5,533,698
監査対象割合(%)	17.5	58.3

(3) 監査手続

個別補助金の検証手続は、原則として起案書類の査閲と所管課へのヒアリングとした。必要があれば現地確認等を併せ実施した。

起案書類の査閲においては、

「金沢市補助金交付事務取扱規則」に沿って必要書類が作成・入手・保存されているかどうか

審査の状況及び結果が文書において明記されているか

会計処理は適切か

等について吟味することとしたが、こうした書類の保存・管理状況は十分満足のゆくものであった。

しかし、これだけでは当該補助金の内容を把握することはできず、所管課へのヒアリングが是非とも必要であろうと予想されたので予めヒアリングのための

第7 個別の補助金の検討

1. 公益上の必要性、即ち公益性或いは必要性に疑義があるもの

(1) 競馬関連団体補助金

所管	産業局	農林総務課	
補助目的	金沢競馬の公正確保と健全な発展		
概要	馬主、調教師、騎手及び厩務員等競馬関係者の福利厚生等の補助		
交付先	石川県馬主協会 他 13件		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input type="checkbox"/> 市単独	
根拠条列等	石川県競馬事業運営補助金交付要領		
算定方法等	石川県が決定した補助総額を、石川県と金沢市の主催日数で按分する		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	360,689	352,546	269,452
補助対象経費	360,689	352,546	269,452
補助金額	17,326	16,150	8,277
国、県からの補助金額	103,954	92,610	53,119
補助開始時期	昭和38年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

①金沢競馬の存続には収支の改善が不可欠であるが、それが困難であれば廃止すべきである。

この補助金を支出する目的は、金沢競馬の公正確保と健全な発展を促すことにある。公営競馬は、本来刑法第186条で禁止されている賭博行為を、競馬法第1条により都道府県及び指定市町村に限定して許可されているものであり、公正を確保するため、同法第5章で多くの罰則を規定している。従って、馬主等の競馬関係者の良好な環境を維持するために補助金を交付することは金沢競馬の公正確保と健全な発展に寄与するものといえる。

しかし、金沢競馬は平成10年以降現在まで赤字が続いており、また、同年より市の一般会計への繰入金もゼロとなっており、金沢競馬の存続自体が問われている現状にある。

現状において当該赤字は、過去の金沢競馬の収益金の積み立てである、金沢市営地方競馬事業益金積立基金(以下、基金)を取り崩して補填している。本件補助金も金沢競馬からの収益金が財源となっていることから、赤字を補填する財源が市の一般会計を

侵食しないとも言えよう。

しかし、競馬事業が容認される根拠は地方財政への寄与という一点にあり、これを充たさない現状は公益性の説明が出来ない状態である。従って本件補助金も同様である。市の一般会計に役立てるための財源を生み出していない金沢競馬事業に関して補助金を支出することは、本来の目的を逸していると考えられる。更に、基金も本来の目的からすれば、市の一般会計に繰り出されるべきであり、この意味からすれば市の一般会計に何ら影響を与えていないとは言えない。この関係は次の構図となっている。

事業費	事業収益
(うち、補助金)	損失(基金取崩額)

また、平成10年度以降の競馬事業の損失額、基金預け入れによる受入利子等、基金取崩額及び基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	事業損失額	基金利子等	基金取崩額	基金残高
10	▲22,382	2,232	-	835,843 ※
11	▲100,539	837	52,402	784,278 ※
12	▲110,985	333	110,985	673,626
13	▲68,187	91	68,187	605,530
14	▲71,790	8	71,790	533,748
15	▲101,296	45	101,296	432,497
16	▲93,743	38	93,743	338,792
17	▲19,201	51	19,201	319,642

※ 平成10年度の事業損失額の全額及び平成11年度の事業損失額の一部は、過去の事業収益金の内部留保額で賄われている。

平成17年度については、他の地方競馬との提携等による収益の改善及び開催日数の減少によるコスト削減により、赤字額は大幅に減少しているものの、赤字体質の改善にまでは至っていない。

金沢競馬の存続について、平成18年12月に金沢競馬検討委員会より、「金沢競馬のあり方に関する最終的とりまとめ」が公表されている。当報告において同委員会は、金沢競馬の概況、現状と課題または経営改善に向けた今後の取り組み等を述べたうえで、以下のように提言している。

(2)金福ゆかりの集い助成費

所 管	都市政策局	圏域交流課	
補 助 目 的	古くから交流のある金沢市と南砺市の交流イベントを開催し、両市の人材の交流と情報の交流の場を提供する。		
概 要	年1回、住民交流イベントを開催。		
交 付 先	金福ゆかりの集い実行委員会		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独		
根 拠 法 令	予算措置		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	5,373	4,902	4,681
補 助 対 象 経 費	5,373	4,902	4,681
補 助 金 額	1,500	1,500	1,500
補 助 開 始 時 期	平成3年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

①長期に亘り継続されてきた、こうしたイベントへの補助については補助事業の内容を見直すか、或いは廃止・縮減を検討すべきである。

この事業は、古くから交流のある金沢市と南砺市の住民や観光業界をはじめ経済界、民間諸団体、行政、議会など幅広い分野の関係者が一堂に集い、情報交換や相互交流を行うことにより両市の人的ネットワークの構築を目的とするものである。同時に両市の魅力発信を進め、北陸新幹線の開業や広域高速道路網の整備を見据えた、首都圏や中京圏からの集客向上等に向けた圏域としての基盤づくりや、交流人口の拡大を進め両市が共有する歴史・文化や伝統を認識するために交流イベントを開催することに対し補助しているものである。

両市にゆかりの深い民間機関や商工団体等で組織する実行委員会が中心となり、平成4年に開始されて以降14年が経過し、毎年略同様のイベントが行われてきた。当初は福光町(南砺市の前身)からの交流事業の働きかけに金沢市が応じた形でスタートしたものである。平成17年度は両市の市民、行政、議会関係者の総勢353名が参加して金沢市内のホテルで住民交流イベントを実施した。また、会場では両市の物産や観光を紹介するとともに、伝統芸能の発表など互いの認識を深めるための交流の場もあった。

この収支決算書は次のとおりである。

- ・ 競馬事業は、「地方財政への寄与」を目的とする収益事業であることは議論の余地のないところであり、収支均衡に止まらず、黒字化が大前提となる。
- ・ 経営改善のための振興策等を進めるにあたっては、「基金」の一部を活用することも考えられるが、その場合には、将来、仮に、やむなく廃止を決定せざるを得なくなった場合に必要になると考えられるすべての経費を含めた形で活用スキームを作成し、その許される範囲内において、優先度の高いものから順に取り組むことが必要である。
- ・ 経営改善計画の作成を前提に、その努力の成果を見定めるには、3年程度の期間が必要と考えられることから、当該計画の期限は平成21年度末とすることが適当である。よって、3年間の具体的な経営改善計画を策定し、定期的にその達成状況について点検を行い、その結果を県民・市民に公表すべきである。
- ・ 期限までの目標達成が困難と見込まれ、将来にわたっても明るい見通しが立たないと判断される場合には、速やかに競馬事業を廃止すべきである。なお、社会経済情勢の変化等により経営状態がさらに悪化し、事業の継続が困難な状況に陥れば、期限に至らずとも、速やかに一定の判断をすべきである。

上記提言は極めて当を得たものであり、異論はない。

問題は、収支改善が現実には可能かという点にある。平成17年度における赤字額の大幅縮小は①開催規模縮小(平成16年度は年間15日開催であったが、17年度は12日開催)②岩手競馬との連携拡大③開催曜日の変更、等の施策の効果と見えよう。

平成18年度は、①投票業務の民間委託開始②岩手競馬との連携拡大③ソフトバンクとの提携、平成19年度には①東海地区との連携②楽天との連携③職員削減、が計画されている。こうした振興策を進め、平成20年度の黒字化を目指している。

収支の改善により、再び財政への寄与が可能となれば公益性を充たすことになるが、平成21年度までにこれができなければ金沢競馬は廃止すべきである。

(3) 観光事業各種団体助成費

所 管	産業局	観光交流課
補 助 目 的	金沢市旅館ホテル協同組合を運営し、宿泊客の増加およびその利便の増大を図ると共に地域経済の活性化等に寄与する。	
概 要	金沢市旅館ホテル協同組合の運営費を補助	
交 付 先	金沢市旅館ホテル協同組合	
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独
根 拠 法 令	予算措置	
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度 平成17年度
総 事 業 費	5,204	4,426 5,422
補助対象経費	5,204	4,426 5,422
補 助 金 額	1,510	1,500 3,980
補 助 開 始 時 期	昭和63年度以前	
補 助 終 了 予 定 時 期	終期設定なし	

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果 (指摘事項)

①補助金交付団体としての適性が薄れている。

金沢市にとって観光の分野は主要な産業であると言えよう。その一翼を担う団体が行う事業に財政的援助をし、金沢市の観光施策の実現に協働してもらうことが本来の目的と考えられる。この補助事業のスタート当初はそうした目的意識があり、また意義もあつたと推定される。

補助事業者である金沢市旅館ホテル協同組合は金沢市の旅館ホテル約40軒が加入する組織である。しかし今日、都会の大手資本のホテル等の参入が急増しておりその多くは当組合に加入していない。その結果、業界に占める当組合のウエイトは50%に届かない状況となっており、部屋数など規模を指標とすればかなり低い割合であろう。

当補助金は運営費補助であり、その対象は事務局長の個人費用である。個人費用の年間150万円を超える部分を補助している。そしてこの事務局長には市のOBが起用されている。こうした団体の事務局長等に市のOBを起用することは、例えば市の観光政策に精通した人材の存在は協働関係を円滑に進めることができるとも考えられる。効果も考えられるので一概に否定すべくもない。

しかし、この補助金については金沢市の観光政策における位置づけが見えてこない。即ち、補助金交付による効果の説明ができていない。また観光客の増加が経済の活性化に繋がり、その意味において公益性があるとしても、この団体、その運営に税金を投入する必要性は薄らいでいると思われる。業界の構造変化に伴い、より効果的な歳出を考える上で当補助金は終期設定の上、縮減・廃止を検討すべきである。

(単位：千円)

支出の部		収入の部	
イベント開催費	4,666	前期繰越	22
次期繰越	14	参加者会費等	1,658
		金沢市補助金	1,500
		南砺市委託料	1,500
合 計	4,680	合 計	4,680

参加者、金沢市、南砺市が夫々概ね1/3ずつを負担したことになる。南砺市は委託料となっておりことから本事業への思い入れは強いと思われる。

今日、住民の生活圏や行動範囲は大きく拡大してきており、行政が取えて交流の場を提供せずとも民間の交流は盛んであり年1回のイベントを行う意義は薄くなっていくと考えられる。しかし、かといってこうした近隣自治体の交流が不要というわけではなく、これからの地方の枠組みは市町村といった行政単位の枠組みで考えるべきではなく、もっと広い圏域を経済、文化、或いは観光といった機能的側面で捉えてゆかなければならない。

そうした意味での近隣自治体が市民を巻き込んで行う交流事業は重要である。

しかしながら、本件の場合に問題となるのは、こうしたイベントを行った結果得られる効果を具体的な形や即効性のある成果として説明できない点にある。確かに交流の場において今後のビジョンが語られ、それが実現に結びついてゆくといった事実はあるかもしれないが、そうしたとしてもこうしたイベントの開催が必要かということについては疑問である。

実績報告書に記載された効果の説明は次のとおりである。

『古くから交流のある金沢市と南砺市の交流イベントとして継続開催することにより、金沢市と南砺市の人材の交流と情報の交流を生み出し、ネットワークづくりの推進に寄与することができた。』

今日では人材の交流や情報の交流に行政が関与しなくても民間の交流は必要とするところで行われていると認識するのが正しいのではないだろうか。

従って、交流事業を行うこと自体に異論はないが、事業の発足当初にイベント等を行って基盤づくりをすることが必要だとすると、14年間も続いた現在、このようなイベントではなく、一般市民の目に見え易く事業効果を説明できる方法を工夫すべきである。

2. 財政的支援の必要性に疑義があるもの

(1) 金沢子ども科学財団運営費補助

所 管	教育委員会	学校指導課	
補 助 目 的	小・中学生の課外における科学的活動などを支援するとともに、その普及・発展に努める。		
概 要	科学教室、おもしろ実験教室、なぜなぜダイバーサロン、などの教育事業、科学研究作品展、子ども大学科学講座、ワークショップなどの普及啓発活動などに対する事業補助。		
交 付 先	財団法人 金沢子ども科学財団 1件		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	運営費全額から収入分を除いた全額補助。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	43,038	42,205	43,739
補助対象経費	43,038	42,205	43,739
補 助 金 額	40,302	39,450	40,757
補助開始時期	平成13年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリング、金沢子ども科学財団の決算書類の査閲を実施した。

(2) 監査の結果 (指摘事項)

①財団の財政状況からみて、市からの財政的支援の軽減を検討すべきである。

本件補助金の交付先である財団法人金沢子ども科学財団は、①全額市が出資した財団であり、②運営費はほとんど市の補助金を利用しており、③市の職員も出向して、理事会には市の職員も参加しており、④指導員には市立の小中学校の教師がボランティアとして多く参加している上、⑤財団の活動の一部は市立の小中学校で行われている。更に財団は、⑥市が所有する西町教育研修館内にあり、共益費は負担しているが、賃料については減免の措置がとられるなど、財政面をはじめ多くの面で市からの支援を受けている財団である。

そして、本件財団の主たる事業の一つである科学教室は、現在、本件財団がその事業の一部を委託しているが、この教室はそもそも小学校教員の自主的な課外活動を市が支援してきた歴史的経緯もあり、市が直接各教室を支援して事業を行うことも可能である。さらに、本件財団は261百万円の正味財産を有する。そのうち230百万円は設立当初の金沢市からの出捐金であり、財団法人であるからにはこの運用益を活動財源とすることが予定されているのであり、そのこと自体に何ら問題はない。しかし、運用益がほとんど期待できない現在、財団の運営費(参加収入で補填される部分を除く)は全額補助

(4) 商店街振興イベント事業費補助

所 管	産業局	商業振興課	
補 助 目 的	地域の住民や来街者が参加できるイベントを開催することにより、商店街の集客力の向上を図るとともに、地域に密着した商店街づくりを推進し、商店街の活性化を図る。		
概 要	商店街が開催するイベントの費用の一部を補助するもの		
交 付 先	野町弥生地区商店街連盟 他16件		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	金沢市商店街活性化推進事業補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	対象経費の3分の1以内(上限100万円)		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	72,580	64,037	56,493
補助対象経費	72,580	64,037	56,493
補 助 金 額	22,040	20,320	18,150
補助開始時期	昭和62年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果 (指摘事項)

①補助金が固定化しており補助目的の達成可能性に疑問がある。

当該補助金は開始から20年近くが経過している。地域の商店街が活力を失っていく現状を見ると、当該補助金の単純な継続が補助目的の達成に有用であるとは言い難い。イベント開催時には確かに人が集まるようではあるが、継続して商店街を訪れる人が増えなければ商店街は活性化せず、補助目的は達成し得ない。

短期的視点から言えば、補助対象を限定した上で補助割合を増加し、より効果的なイベントの発案を促すような試みが求められるであろう。しかし長期的視点に立つと、商店街ごとの特性に合わせた異なる政策が求められるはずである。当該補助事業の趣旨は単純で分かりやすいため、行政側も商店街側も継続し易いものである。しかし、長期的視点を踏まえて再考すべき時期がもう来ていると考える。

の決算内容からすると直ちに市税を投入すべきという状況ではないと思われる。あらゆる分野において市民が自力で運営できる部分はそうすべきであり、その公益性があるからといって、とにかく補助金を交付し続けるという発想は見直すべきである。

(3) 意見

- ①補助対象を明確化し、市単独補助金としての算定方法や効果測定が必要である。  
当補助金は2年前の県の補助金を基準としてその10%を市が毎年補助している。形式上は市単独の補助金だが、補助金交付の決定をしている主体は県であり市はそれに追随しているものであると思われる。  
補助事業実績報告書によると当該事業の総支出は約2億4千万円であり、そのうち約1億8千万円が金沢商工会議所の役職員の人件費である。県と市の補助金の合計額は、この人件費総額に相当する金額に設定されている。補助目的に掲げられている小規模企業に対する金融、税務、経営指導等に直接的に必要とされる外部支出経費は残りの約8千万円ということになる。現在の市の補助金交付方法は、実質的に審査や効果測定がなく県に追随しているものであり、再考の余地がある。例えば、補助目的に適合する直接事業費の一定割合を補助するような方式を採用することが考えられる。

金で賄われていることからすると、こうした出捐金を温存しなければならぬ意味は失われている。  
以上からして、市としては、本件財団の運営費に対し、市からの財政的支援を出来る限り軽減していく必要性がある。

(2) 金沢商工会議所小規模事業費補助

所 管	産 業 局	商 業 振 興 課
補 助 目 的	中小企業相談所を開設し、小規模企業に対する金融、税務、経営指導等を行い、小規模企業の経営基盤の安定並びに事業の円滑化を目的とする	
概 要	中小企業の経営指導等に要する経費を補助するために、金沢商工会議所に対して支出している。	
交 付 先	金沢商工会議所	
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独
根 拠 法 令	予算措置	
算 定 方 法 等	2年前の県補助金決算額の10%	
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度 平成17年度
総 事 業 費	255,621	240,982 240,863
補助対象経費	255,621	240,982 240,863
補 助 金 額	17,000	16,900 17,000
国、県からの補助金額	170,343	167,767 165,896
補助開始時期	昭和39年度	
補助終了予定時期	終期設定なし	

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

①金沢商工会議所全体では大幅な収支黒字であり、補助金の必要性を再検討すべきである。

金沢商工会議所全体は5会計(一般会計、中小企業相談所会計、会館会計、法定台帳会計、共済事業会計)に区分されているが、補助金の対象となっているのは中小企業相談所会計である。平成17年度の決算数値によると、中小企業相談所会計は補助金を受け入れた結果、収支は均衡しているが、それ以外の4会計はすべて収支が黒字であり、その黒字総額は約1億円である。

金沢商工会議所の行う事業内容は地元産業界に大きく貢献していることは高く評価するものではあるが、かといってその運営費の一部に市税が投入されることを直ちに問題なしとすべきものでもない。中小企業の経営改善は結果的に市全体に好影響を与えることになるので行政としても積極的に支援すべきであるが、現在の金沢商工会議所全体

(4) 文化事業助成費

所 管	都市政策局	文化財保護課	
補 助 目 的	県内の考古学研究者の埋蔵文化財に関する研究及び調査記録の集成を図る。		
概 要	石川県考古学研究会誌刊行事業補助		
交 付 先	石川県考古学研究会		
補助金の性格	□ 国・県の制度関連 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独		
根 拠 法 令	予算措置		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	1,713	1,767	1,683
補助対象経費	1,713	1,767	1,683
補助金額	100	100	100
国、県からの補助金額	200	200	190
補助開始時期	昭和53年度以前		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

この補助金は、石川県考古学研究会が年1回発刊する研究成果発表のための会誌の刊行に県と市が補助しているものである。

会誌の内容は学術的にも価値があるものと思われ、その意味においては県や市がその発刊を助成することに公益性を見出すことはできる。また、こうした文化事業に対しては他の部局にも幾つかの例があり、市としては交付要綱こそ定めてはいないものの要望があれば前向きに検討し予算措置で対応してきている。従って、特にこの事業団体だけを優遇している訳ではないことは理解できる。

「補助事業実績報告書」に添付されている「収支決算書」は次のとおりである。

支 出		収 入	
会誌印刷費	850	金沢市補助金	100
事務費、役員費等	833	石川県補助金	190
		会費等	1,393
合 計	1,683	合 計	1,683

(単位：千円)

(3) 国際化促進基盤強化助成費

所 管	産業局	工業振興課	
補 助 目 的	グローバル化・ボーンダレス化の進む世界の現状に鑑み、輸出入市場の確保等安定した業界振興を模索するために現地視察団を派遣する事業に対し補助するもの。		
概 要	石川県、金沢市が夫々補助、金沢市は石川県の1/2を補助		
交 付 先	社団法人 石川県鉄工機電協会		
補助金の性格	□ 国・県の制度関連 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独		
根 拠 法 令	予算措置		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	7,007	10,253	14,672
補助対象経費	7,007	10,253	14,672
補助金額	900	800	760
国、県からの補助金額	1,800	1,600	1,530
補助開始時期	昭和63年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①財政的支援が必要とは考えにくい。

当協会は昭和37年に設立された、会員企業760社余40組で構成され、上場企業を始め多くの、主として製造業が加入する県内最有力経済団体の一つである。その事業内容も多彩であり、昨今の県内企業の国際化に伴う当該事業も時宜を得たものであり、こうした有力経済団体の行う有意義な事業に対し県や市がある程度の補助を行うこと自体は決して否定されるものではないと考える。

しかし、当該事業に対し市が補助を行わなければ事業が成就しないかという点と決してそうではないと思われ。平成17年度では総事業費14,672千円に対する補助額は760千円と5.2%にしかならない。また、従来より定額の補助金であったのが、県のシーリングに伴い最近では毎年減額となっており、今後も金額、率ともに減少が予想される。

異論はあろうが、財政的事情から補助金を見直そうという一面で補助金改革が求められる今日、こうした十分に自立していると考えられる団体に対する低率の補助金の在り方は見直されるべきと考ええる。



(5) 金沢まちづくり財団補助

所 管	都市整備局	区画整理課	
補 助 目 的	金沢まちづくり財団事業の運営費等を補助することにより個性豊かなまちづくりの実現と市民の生活向上に寄与する。		
概 要	財団事業のうち、まちづくり推進事業、区画整理事業、緑化基金管理事業、公園施設等管理受託事業の職員並びに嘱託にかかる給与及び事務費等を補助している。		
交 付 先	(財) 金沢まちづくり財団		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独		
根 拠 法 令	予算措置		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	66,186	64,818	69,543
補助対象経費	41,158	40,812	42,520
補助金額	41,158	40,812	42,520
補助開始時期	平成13年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 監査の結果(指摘事項)

①次年度繰越金が発生しており、緑化基金及び運用財産積立預金など不要不急の積立金がある財団法人への運営費等補助金であり、早急に補助金額の見直しを検討しなければならない。

当該補助金は金沢市からの財団への派遣職員及びその他の人件費や事務費に対するものであり、補助事業実績報告書に添付されている平成17年度収支決算書合計は次のとおりである。

(単位：千円)

支 出	収 入
給料手当	金沢市補助金
福利厚生費	受託事業収入他
事務費他	自己資金
合 計	

従って、補助金交付申請書における補助事業の目的は金沢まちづくり財団の行う各事業、すなわち、まちづくり推進事業、区画整理事業、緑化基金管理事業、公園施設等管理受託事業等に対する事業費補助となっているものの、その実態は財団運営にかかる人件費の一部補助である。

一方財団は一般会計に属する緑化基金管理事業のほかにも収益事業(特別会計)とし

①県と市における補助金分担の役割を再検討すべきである。

会誌の内容は選跡等の調査が主であり、その性格上対象地域は石川県全域となる。他の補助金にも同様の事例がみられるが、地方政において県と市町村との役割分担をどうするかといった問題は整理すべき課題である。この種の事業補助金のように県全域に亘る広域を対象とする案件に対しては県レベルで対応すべきではないだろうか。市町村においてはどうしてもその補助金に対する批判的検討が弱くなる可能性があると思われるからである。

②市の補助金がなければ事業遂行が不可能となるか。

会誌刊行の印刷費は総額850,000円であり、県および市の補助金合計額は290,000円であるので差額560,000円が会員の会費等で賄われている。これまでに亘り続いてきた補助金であるため、当然に補助金を受け前記とした事業計画を立てられてきたであろう。そこにはこの補助金の交付を受けないで事業を遂行しようとする試みは存在しないであろう。

こうした事業は補助金以外の方法では成立しないのであろうか。この会誌の印刷部数は420部であり、読者は極めて限られた範囲の人連であらう。しかし、こうした団体の研究成果を広く市民に知って貰うための方策を、団体が自発的に工夫すれば多くの市民の自発的援助等にも繋がるし、研究のし甲斐もあろう。

文化事業に関する助成は、基本的には市民がその事業団体に対して直接行うことが文化を市民に根づかせるためには効果的であらうし、そうなるために市が金銭以外の方法で援助することは市民の同意を得られるであらう。例えばそのために今交付している補助金額以上の費用が掛かるとしても市民協働を実現するためには必要なコストであると考える。